

--	--	--	--

中国大陸ビジネスをめぐる必須法律知識と実務ポイント

～最低限知っておきたい法的ノウハウを、事例別にわかりやすく解説！～

□日 時：平成22年6月9日(水) 10:00～16:00 (5H)

□講 師：弁護士法人淀屋橋・山上合同

弁護士 藤本一郎氏

□会 場：本会関西本部内 専用教室
(大阪科学技術センタービル内)

□対 象：企業の経営者、経営企画、法務、海外事業部等のマネージャー・担当者、その他中国ビジネスご関心をお持ちの方々 (ご経験の浅い方にもわかりやすく解説いたします)

主催  社団法人 日本経営協会

□開催にあたって

昨年建国60周年を迎えた中国では、政府の積極的な金融・財政政策を受け、経済成長が続いております。国家統計局の発表によると、2009年の中国におけるGDPは対前年比で8.7%の伸びとなり、一部メディアでは国内における上場企業の時価総額は世界第二位となったことが報じられました。巨大な市場と莫大な人口を背景として、中国は日本を超える経済大国になりつつあるといえ、現地に子会社があるか否かを問わず、日本企業が中国抜きのビジネスを考えることはもはや不可能に近くなっています。

中国はかつて「人治社会」と呼ばれ、法律は無用の存在であるかのように捉えられがちでした。確かに中国社会は人と人との「関係」で成り立っている側面があり、このことが日本企業のスムーズな定着を妨げる要因になると同時に、知的財産権侵害などの重大なトラブルを引き起こしてきたことも否定できません。他方で、先ごろ施行された独占禁止法を始めとして、我が国に存在する法律と同等の法律は中国にもほぼ存在していますが、その内容や適用については未だに不透明な部分も多く、現地へ進出した外資系企業の不安の種となっております。

すなわち、中国は「人治社会」から「法治社会」への転換期にあるといえ、今後も日本企業が中国市場で永続的に発展を続けていくためには、現地の法制度の特性を十分理解した上で、有効に機能する成長戦略を描いていく必要があります。

本セミナーでは、日本企業が中国大陸でビジネスを行うために最低限知っておきたい法律知識を、基礎からわかりやすく解説いたします。特に、ビジネスと直接関連しない内容については可能な限り省略し、実際の現場で想定される局面ごとに、どのような法律をいかに活用していくべきか具体的に取上げてまいります。この機会に、関係各位多数のご参加をお勧め申し上げます。

講師紹介

弁護士法人淀屋橋・山上合同

弁護士 藤本一郎氏

平成11年司法試験合格。平成12年京都大学法学部卒。平成13年弁護士登録(日本)。平成18年University of California, Los Angeles (UCLA), School of Law卒業。米国ニューヨーク州司法試験合格。Squire, Sanders and Dempsey LLP, Los Angeles Officeへ出向。平成19年米国カリフォルニア州司法試験合格。ニューヨーク州弁護士登録。上海兆辰匯匯律師事務所へ出向(～平成20年3月)。平成20年3月より弁護士法人淀屋橋・山上合同復帰。同年5月カリフォルニア州弁護士登録。平成21年11月京都大学細胞統合システム拠点(iCeMS)客員准教授。平成22年4月同志社大学法科大学院講師。

この間、渉外法務分野では、日本企業による外国企業を買収する交渉、外国企業による日本企業を買収する交渉、外国企業とのライセンス・業務提携交渉、外国での倒産申立、渉外仲裁や訴訟等の代理人を務めるなど、英語・中国語・米国法・中国法を共に使いこなす弁護士として、広く活躍している。
近時の渉外分野の論文として『中国独禁法における経営者集中(企業結合)届出・審査制度の最新状況』JCAジャーナル57巻2号(2010年2月号)38頁、『外国法事務弁護士制度の企業への影響～第二次会長レターの示唆～』Business Law Journal 2010年4月号36頁、『現地の弁護士と付き合うコツ』米国・中国Business Law Journal 2010年4月号38頁、中国案例百選『著名な日本企業の商品が「知名商品」に該当しないとして反不正競争法5条2号の適用が認められなかった事案』国際商事法務562号(2009年4月号)526頁、中国案例百選『ペブシコラ中国子会社の「藍色風暴」という名のキャンペーン活動が、原告の中国商標権を侵害し300万人民币を支払うことが命じられた例』国際商事法務554号(2008年8月号)1068頁等を執筆している。

■ 開催要領 ■

日 時：平成22年6月9日(水) 10:00～16:00 (5H)

会 場：本会 関西本部内専用教室
大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル内

参加料:	参加料	消費税等	合計	※参加料には、テキスト代・資料代を含みます。
本会会員(1名)	30,000円	1,500円	31,500円	
一般(1名)	35,000円	1,750円	36,750円	

申込方法：裏面の参加申込書に必要事項をご記入の上、郵送又はFAXにて下記へお申込み下さい。折り返し、参加券と振込口座名を記載した請求書をご派遣責任者までお送りします。参加料は開催の3営業日前までに必ずお振込み下さい。(経理処理の都合等にて遅れる場合にはご一報下さい)

- 電話による予約も受け付けます。(その場合は後日必ず申込書をご送付下さい)
 - 参加料は原則返却致しかねますので、参加者のご都合が悪くなった場合は、代理の方がご出席下さい。また、貴社(団体)のご都合にてご欠席の場合は必ず開催3営業日前までにご連絡下さい。ご連絡のない場合は参加料をいただきますのでご承知お下さい。
 - 振込手数料は貴社(団体)にてご負担下さい。
 - 領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきますのでご了承下さい。
- その他：
- 教材は原則として当日会場にてお渡しします。
 - 参加者が定員を超えた場合、内容の変更がある場合には別途ご案内させていただきます。
 - 参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては中止・延期させていただきます。中止の場合には速やかにご連絡いたし、全額返金させていただきます。
 - テープ・ビデオの録音録画、写真撮影は原則として出来ません。ご了承下さい。(特記の場合を除く)

お申込・お問合せ先：社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ 担当：中川
〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル(5F)
TEL 06(6443)6962(ダイヤルイン) FAX 06(6441)4319 URL <http://www.noma.or.jp/kansai/>
(※お問合せは、月～金曜日の9:15～17:15にお願い致します)

【会場案内図】



中国ビジネスに必須の法律知識を基礎から学ぶ！

□プログラム□

1：中国企業との契約締結 (中国企業のイロハ)

- (1) 怪しい？怪しくない？中国企業
～ 契約相手を知れ
- (2) 中国企業の種類
- (3) 中国企業の役職（董事長・総経理等）
- (4) 香港企業は中国企業？
- (5) 最低限契約書に定めるべき事項／定めては【いけない】事項

2：中国への進出

- (1) 進出形態（駐在事務所・合資・合作・独資）
- (2) 経営範囲（できることとできないこと）
- (3) 進出決断から開始までの流れと留意点
- (4) 新規進出ではなく、買収（M&A）する場合の流れと留意点

3：中国からの撤退

- (1) 中国からの撤退手法（株式（持分）譲渡、解散清算、企業破産）
- (2) 撤退を決める前にしておくべきこと
- (3) 株式（持分）譲渡の意義と流れ
- (4) 解散清算の意義と流れ
- (5) 企業破産法の施行と実用性

※本セミナーのプログラムは一部変更となる場合がございます。予めご了承下さいますようお願い申し上げます。

4：中国からの投資受け入れ

- (1) 2009年の中国企業による日本上場企業への投資例（ラオックス、S J I）
- (2) 中国からの投資と言っても、中国本土から投資されるとは限らない（中国本土からの投資と、B V I 等からの投資の場合の相違）。
- (3) 注意すべき法的規制（中華人民共和国の「経営者集中」規制など）

5：技術移転とライセンス

- (1) 技術輸出入管理条例とは？
- (2) 技術を取られ放題にしないための契約書ドラフティング

6：商品・商標が模倣された場合の対応

- (1) 中国の模倣品の現状
- (2) 法的な対応可能性（形態・表示・技術）
- (3) 主要な模倣品対策
- (4) 抜け駆け商標・傍名牌問題
- (5) 判例検討

7：債権回収の手法

- (1) 担保とは？（日本と異なる「担保」の意味）
- (2) 外債担保とは？（その契約書の担保は有効ですか？）
- (3) 民事保全手続の流れ（支払しない中国企業の銀行口座を抑えられますか？）

※出張研修も承っております。裏面のお申込先までお問い合わせ下さい。

486-1006 (4)

NOMA 「中国大陸ビジネスをめぐる必須法律知識と実務ポイント」参加申込書		H22.6/9 31,500/36,750
(フリガナ) 会社名：	TEL () - FAX () -	ご派遣責任者：
(フリガナ) 所在地： (〒)		所属・役職：
参加者氏名	所属・役職名	参加料 _____ 円は _____ 月 _____ 日に A. 銀行振込 B. 郵便振替 C. その他 _____ にて納入する。 (該当に○印をつけて下さい)
(フリガナ)		
(フリガナ)		
※Eメールでセミナー情報をご案内いたしますので、アドレスをご記入ください。 [_____]		ご請求先 (ご担当) _____ (ご所属)

参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナー・イベントなど本会事業のご案内 なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。—— □ 不要